

長崎県民歌取扱要領

平成27年3月27日

長崎県民歌は、県民の方々が、はつらつとした気力をもって、明るく元気な毎日を送っていただくという趣旨で作られ、県民に親しまれ、世代を超えて広く愛唱されることを目的としたものである。従って、原則としてその使用については自由とするが、次の各号に該当する場合には、使用を制限することとする。

- 1 営利活動又は政治・宗教活動等を目的として使用する場合
- 2 自己の信用を高めるために使用する場合
- 3 自己の主題歌として使用する場合。また自己の主題歌と誤認されるおそれがある場合 1
- 4 その他、法令や公序良俗に反するおそれがあるなど、使用目的が県民歌にふさわしくないと判断される場合 2

〔下線 1・2の参考例示〕

1

- 「 のテーマソング 長崎県民歌」等の表示をすること
- 自己の顔写真をジャケットに使用した県民歌のCDを作成し、配布すること

2

- 反社会的な目的の集会のBGMに使用すること
- 青少年の健全な育成の妨げとなるような興行、店舗、ウェブサイト等において使用すること